

(4) 別紙3 料金の額及びその徴収期間

別紙3について次のように改める。

1.(1)の②を③とし、①を②とし、の次に次のとおり加える。

「①一般国道481号(関西国際空港連絡橋)(以下「関西国際空港連絡橋」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	600	800	1,000	1,300	2,200

(注1)上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2)1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。」

1.(2)ロ(イ)のロ)中、「(45)」を「(46)」に改める。

1.(2)②のイ中、「高速道路」を「高速道路(関西国際空港連絡橋を除く。)」に改める。